



## ＜会社概要＞

事業開始：平成 22 年（2010 年） 事業内容：保育所

従業員数：常勤 22 名（男性 0 名、女性 22 名）

非常勤 33 名（男性 0 名、女性 33 名）(H31(2019).4.1 現在)

所在地：越谷市北越谷 4-3-20 TEL：048-977-8120（代表）



**みんなが自分らしく、安心して仕事ができる職場環境を目指します。**

ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる「有限会社三鈴 モンクール.保育園」の小森社長に、その取り組みについてお聞きしました。（インタビュー訪問：平成 31 年（2019 年）1 月 29 日）

**Q1 ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことになったきっかけや目的について教えてください。**

**A1 一人ひとりが自分にあったライフスタイルやライフステージにあう働き方が選択できるように、取り組んでいます。**

女性が活躍している保育業界ではありますが、女性が自分の都合だけで働く時期には、限りがあります。結婚、子育て、介護などのライフステージに合わせて、仕事と家庭を両立するには、家庭内だけで頑張っても仕事を続けることはできません。従業員が、安心して仕事ができる環境整備が重要と考えて取り組みを始めました。

今は、従業員のモチベーションを高めるため、新たな福利厚生を検討しています。

**Q2 具体的には、どのような取り組みをされているのですか？**

**A2 以下のような制度をつくって取り組んでいます。**

### 多様な働き方への取組

- ・託児施設の設置（2010年から実施）
- ・子育て支援勤務制度（小学6年生まで）（※A3参照）
- ・介護支援勤務制度
- ・所定外労働の免除
- ・正社員登用制度

### 働きやすい職場づくり

- ・全職員の面談（年2回）
- ・ミーティングによるコミュニケーションの円滑化、活性化
- ・複数担当制により急な休みにも対応
- ・様々な経験や研修による、保育士から施設長へのキャリアアップ体制
- ・誕生日休暇制度やプレゼント支給の導入（2019年4月1日から実施）

**Q3 これらの取り組みの効果はどうですか？**

**A3 子育て支援勤務制度が、職場選びの決め手になりました。（Aさんの例）**

モンクールに就職を決めたのは、「子育て支援勤務制度」があったからです。子育て支援勤務制度とは、小学校 6 年生まで取得することができ、早番・遅番を制限し、月 2 日の有給休暇を取得することができます。子どもが 2 人いたので、学年行事が異なるため、この 2 日を大いに活用することができました。制度がある安心感に加えて、職場全体で、家庭優先の雰囲気や体制を整えてくれたことが、一番大きかったかもしれません。

今は、お休みをとる先生方が、安心して仕事と家庭が両立できる環境づくりを心がけています。

**Q4 最後に、ワーク・ライフ・バランス推進の取り組みをお考えの企業の方々に、一言メッセージをお願いします。**

**A4 WLB は、会社と従業員のプラスの効果を生みます！**

開設当時から、託児施設を設置しています。育児休業から復帰する職員は、保育所入所が確定するまで、不安な日々を送ることになります。会社では、入所が確定しないと、復帰の目処が立たず、勤務ローテーションを組むことができません。このような制度（※A2 参照）があることで、職員は安心して働き、しっかりととした保育体制を整え、お子さんをお迎えすることができます。

また、年 2 回ほど、職員の仕事と生活に関する面談を臨時職員も含めて実施しています。これは、会社にとって必要なものが見え、従業員にあった取り組みを推進することができます。

まずは、現状を把握し、できるところから、始めてみてはいかがでしょうか。

お忙しいところ、ありがとうございました。

# ワーク・ライフ・バランスで、 企業も社員ももっと元気に！



## ワーク・ライフ・バランスとは

仕事と子育てや介護、地域生活等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態のことです。ワーク・ライフ・バランスは、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現であり、従業員、企業、社会全体を豊かにするものです。

## 私たちを取り巻く環境

越谷市の共働き等世帯数の推移をみてみると、2005年には、専業主婦世帯が共働き世帯を上回っていましたが、2010年には共働き世帯が専業主婦世帯を上回りました。

共働きが多数派となっている現在、仕事とそれ以外の生活が両立できる企業は魅力的であるため、ワーク・ライフ・バランスの推進には、優秀な人材を確保できるといったメリットがあります。

### 越谷市の共働き等世帯数の推移



(越谷市男女共同参画支援センター「越谷市ジェンダー統計」より引用)

## 働き方改革の支援

埼玉県では、誰もがいきいきと働き続けられる社会を実現するため、働き方改革に取り組む企業にアドバイザーを派遣する事業を無料で行っています。一定の成果をあげた企業に対し、県から奨励金を支給するとともに、取り組みをモデルとして発信しています。また、男性社員向けに働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスなどの研修を職場に出向いて実施しています。

この機会に是非検討してみてはいかがでしょうか。

(埼玉版ウーマノミクスサイトより引用)

**長時間労働の是正  
奨励金30万円**  
【申込期限】  
令和元年9月末日まで

**テレワーク制度の  
導入・対象拡大  
奨励金30万円**  
【申込期限】  
令和元年9月末日まで

**男性の育児休業の  
取得促進  
奨励金30万円**  
【申込期限】  
令和元年12月末日まで

**働き方見直し  
に関する複数の  
取組の実施  
奨励金100万**  
※令和元年度の申込み  
は終了しています

詳しくは、埼玉県産業労働部ウーマノミクス課へお問い合わせください。【電話番号：048-830-3965】